

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部文化観光課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長文観第55号
委 託 業 務 名 称	戦略的観光振興推進業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市北船町3番24号 えきまちテラス長浜
業 務 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体と連携したプロモーションの強化 ・マネジメントを意識した観光イベントの実施 ・地域ブランディングの確立 ・多様な媒体の特性を活かした戦略的な情報発信 ・産業観光の変革を担う人材の育成 ・さらなる組織の機能強化に向けた取組
履 行 期 間	令和5年5月1日 から 令和6年3月25日 まで
契 約 年 月 日	令和5年5月1日
契 約 額 (税 込)	5,338,300円
契 約 の 相 手 方	<p>[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市北船町3番24号 えきまちテラス長浜</p> <p>[商 号 又 は 名 称] 公益社団法人長浜観光協会</p>
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>公益社団法人長浜観光協会は、長浜市が持つ歴史・文化・自然・産業・人材など多様な資源を活かし、広域的な観光振興を図るとともに、地域経済の発展と地域の活性化に寄与することを目的に設立され、本市の観光事業を中核組織として総合的に推進するための市内で唯一の機関であるため。</p>
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>